（証券コード 4671）
平成30年６月１日

株　主　各　位

京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地
株式会社 ファルコホールディングス
代表取締役社長　　安　田　忠　史

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成30年６月21日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月22日（金曜日）　午前10時

２．場　　所　京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都　６階　会議室Ｃ
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

1.第31期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第31期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役３名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権行使についてのご案内

⑴　書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

⑵　インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（31頁から32頁まで）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご確認のうえ、平成30年６月21日（木曜日）午後５時30分までにご行使ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知において添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.falco-hd.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①　連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表

②　計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.falco-hd.co.jp）に掲載することにより、お知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、欧米各国の政策動向や地政学的リスクによる影響が懸念されており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く受託臨床検査市場は、同業他社間の競争激化に加え、医療費抑制政策が進められるなど、厳しい環境が続いております。また、調剤薬局市場は、調剤報酬及び薬価の改定の影響を受け、厳しい状況となっております。

当社グループでは、このような経営環境のもと、臨床検査事業及び調剤薬局事業の収益力の向上を図るとともに、将来の事業環境の変化を見据えた事業展開を進めてまいりました。

こうした取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は459億62百万円（前期比0.0％減）となりましたが、営業利益は22億11百万円（前期比2.9％増）、経常利益は23億85百万円（前期比5.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億97百万円（前期比14.8％増）となり、営業利益、経常利益ともに過去最高利益を更新いたしました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

①　臨床検査事業

臨床検査事業につきましては、売上拡大に向けて、営業活動の強化に取り組むとともに、検査原価の低減や業務の効率化を図り、生産性の向上及びコスト競争力の強化に取り組んでまいりました。

臨床検査事業の売上高は、臨床検査の受託検体数の伸び悩み等により、277億84百万円（前期比0.3％減）となりました。また、営業利益は、検査原価や医療情報システムの製品開発費が減少したものの、売上高の減収の影響により９億80百万円（前期比16.2％減）となりました。

②　調剤薬局事業

調剤薬局事業につきましては、堅実な店舗運営を推進しつつ、既存店舗の処方箋応需の拡大及び店舗運営の効率化に取り組んでまいりました。また、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる役割・機能を果たすとともに、高齢者施設及び在宅を中心とした地域医療との連携を進めてまいりました。

当連結会計年度において、１店舗を開局したことにより、当連結会計年度末における当社グループが運営する調剤薬局店舗総数は111店舗（フランチャイズ店５店舗含む）となりました。

調剤報酬及び薬価の改定が実施された前期と比較して調剤技術料の改善等により処方箋単価が上昇したことにより、調剤薬局事業の売上高は181億94百万円（前期比0.4％増）、営業利益は14億３百万円（前期比10.9％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、7億59百万円であります。その主なものは、臨床検査事業の検査機器及びシステム関連機器・ソフトウェア、調剤薬局事業の店舗設備及び調剤機器であります。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。

⑷ 対処すべき課題

わが国では、高齢化社会の進展や医療費の増加、医療・情報技術の高度化を背景に、新たな医療制度・システムの確立や医療費抑制に向けた取り組みが行われております。このような状況のもと、受託臨床検査市場は、市場の成熟化を受け、同業他社との競争激化により、厳しい環境が続くことが見込まれております。また、調剤薬局市場は、患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局としての役割・機能が求められるなか、平成30年４月に実施された調剤報酬及び薬価の改定の影響が大きく、引き続き厳しい状況になることが予想されております。

当社グループは、このような事業環境のもと、臨床検査事業及び調剤薬局事業の収益力の向上を図るとともに、将来の事業環境の変化を見据えた事業展開を進めてまいります。

臨床検査事業につきましては、営業力を強化し、売上の拡大を図るとともに、生産性の向上及びコスト競争力の強化を図り、収益力の向上に取り組んでまいります。また、クラウド型電子カルテ「ＨＡＹＡＴＥ／ＮＥＯ」の販売強化に取り組んでまいります。

調剤薬局事業につきましては、堅実な店舗運営を推進しつつ、既存店舗の処方箋応需の拡大及び店舗運営の効率化を図ることにより、店舗の収益力の向上に取り組んでまいります。また、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる役割・機能を果たすとともに、高齢者施設及び在宅を中心とした地域医療との連携を進めてまいります。

さらに、事業間・企業間の連携を推進し、市場環境の変化や顧客ニーズに対応した新たなサービスを提供することにより、事業領域の拡大に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第28期 平成27年３月期	第29期 平成28年３月期	第30期 平成29年３月期	第31期 (当連結会計年度) 平成30年３月期
売上高(百万円)	46,593	48,727	45,971	45,962
経常利益(百万円)	1,825	2,229	2,269	2,385
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,117	1,347	1,478	1,697
１株当たり当期純利益(円)	98.97	120.44	133.90	156.12
総資産(百万円)	30,192	30,906	30,839	32,656
純資産(百万円)	16,365	16,766	17,664	19,081
１株当たり純資産額(円)	1,459.99	1,504.50	1,624.31	1,745.40

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第28期 平成27年３月期	第29期 平成28年３月期	第30期 平成29年３月期	第31期 (当事業年度) 平成30年３月期
営業収益(売上高)(百万円)	1,589	1,641	1,853	2,003
経常利益(百万円)	413	336	462	742
当期純利益(百万円)	532	443	567	990
１株当たり当期純利益(円)	47.21	39.65	51.40	91.10
総資産(百万円)	19,438	19,523	19,766	21,340
純資産(百万円)	14,811	14,308	14,295	15,006
１株当たり純資産額(円)	1,321.30	1,283.89	1,314.21	1,371.30

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

⑹ 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況（平成30年３月31日現在）

会社名	資本金（単位：百万円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
㈱ファルコバイオシステムズ	98	100	臨床検体検査受託業務 医療情報システムの開発・販売業務 食品衛生・環境検査受託業務
㈱アテスト	50	100	体外診断用医薬品等の販売
㈱ファルコファーマシーズ	45	100	処方箋調剤業務
チューリップ調剤㈱	453	100	処方箋調剤業務
㈱ファルコビジネスサポート	5	100	管理業務の受託

② 企業結合の成果

当連結会計年度末の子会社は、上記の重要な子会社５社であり、当連結会計年度の売上高は459億62百万円（前期比0.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億97百万円（前期比14.8％増）となりました。

⑺ **主要な事業内容**（平成30年３月31日現在）

当社グループは、臨床検査事業及び調剤薬局事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① 臨床検査事業
臨床検体検査の受託業務
電子カルテ等の医療情報システムの開発・販売業務
体外診断用医薬品等の販売
食品衛生・環境検査の受託業務

② 調剤薬局事業
処方箋調剤業務を行う調剤薬局の経営

⑻ **主要な事業所**（平成30年３月31日現在）

会社名	所在地	
㈱ファルコホールディングス	本社	京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地
㈱ファルコバイオシステムズ	本社	京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地
㈱アテスト	本社	京都府宇治市槇島町落合121番地の２
㈱ファルコファーマシーズ	本社	京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地
チューリップ調剤㈱	本社	富山市牛島町１番４号
㈱ファルコビジネスサポート	本社	京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地

⑼ **従業員の状況**（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
臨床検査事業	914（1,218）名	3名減（ 23名増）
調剤薬局事業	416（ 180）名	9名減（ 16名増）
全社（共通）	47（ 4）名	13名減（ 6名減）
合計	1,377（1,402）名	25名減（ 33名増）

（注）１．従業員数は、就業人員であります。
２．従業員数欄の（外数）は、定時社員、契約社員及び嘱託社員の当連結会計年度平均雇用人員であります。
３．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5（2）名	－（－）	51.4歳	27.6年

（注）１．従業員数は、就業人員（社外から当社への出向者を含む）であります。
２．従業員数欄の（外数）は、嘱託社員の当事業年度平均雇用人員であります。

⑽ **主要な借入先**（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社京都銀行	1,530
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	620

（注）１．株式会社京都銀行からの借入額には、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定されたファルコホールディングス従業員持株会専用信託が、当社株式を取得するための原資として行った当社保証による借入額を含んでおります。
２．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で商号を株式会社三菱ＵＦＪ銀行に変更いたしました。

2．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　40,000,000株

⑵ 発行済株式の総数及び資本金

発行済株式の総数	11,280,177株
資本金	3,371,621,867円

⑶ 株主数　13,023名

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社京都銀行	531,600株	4.74%
ファルコホールディングス従業員持株会	441,104株	3.93%
野村信託銀行株式会社（ファルコホールディングス従業員持株会専用信託口）	327,300株	2.92%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	315,900株	2.82%
株式会社ビー・エム・エル	314,800株	2.81%
赤澤寛治	267,290株	2.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	253,500株	2.26%
株式会社ホルスクリエーションズアカザワ	252,000株	2.25%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	247,600株	2.21%
平崎健治郎	240,870株	2.15%

（注）１．持株比率は自己株式（60,114株）を控除して計算しております。
２．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で商号を株式会社三菱ＵＦＪ銀行に変更いたしました。

⑸ その他株式に関する重要な事項

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、平成29年９月より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入いたしました。

なお、本プランの導入のために設定されたファルコホールディングス従業員持株会専用信託が、当事業年度末において所有する当社株式数は、327,300株であります。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 新株予約権の状況（平成30年３月31日現在）

名　　称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行　使　期　間	行使価額	行使の条件
第１回 新株予約権	147個	普通株式 14,700株	平成29年２月28日から 平成49年２月27日まで	１株当たり １円	（注）２．
第２回 新株予約権	393個	普通株式 39,300株	平成29年10月12日から 平成49年10月11日まで	１株当たり １円	（注）３．

（注）１．上記の新株予約権は、当社の子会社の取締役（非常勤取締役及び使用人兼務取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として発行したものであります。

２．第１回新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記の行使期間内において、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

３．第２回新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（ただし、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

⑵ 当事業年度の末日において当社の会社役員が有している新株予約権等の状況

区　　分	名　　称	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保　有　者　数
取　締　役	第１回新株予約権	74個（7,400株）	３名
取　締　役	第２回新株予約権	204個（20,400株）	３名

（注）上記の新株予約権は、当社の子会社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として交付したものであります。

⑶ 当事業年度中に当社の子会社の役員に交付した新株予約権等の状況

区　　分	名　　称	新株予約権の数及び目的となる株式の数	交　付　者　数
子会社の取締役	第２回新株予約権	393個（39,300株）	10名

（注）新株予約権の数、目的となる株式の数及び交付者数には、当社の取締役の新株予約権の数、目的となる株式の数及び交付者数を含んでおります。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	赤澤　寛治	
代表取締役社長	安田　忠史	管理室長 株式会社ファルコビジネスサポート 代表取締役社長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役
常務取締役	江口　宏志	臨床事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長
常務取締役	松原　宣正	ファーマ事業室長 事業開発室長 臨床事業室副室長 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役社長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役副社長 チューリップ調剤株式会社 代表取締役
取締役	内藤　欣也	内藤法律事務所　弁護士 上新電機株式会社　社外取締役 大阪市開発審査会委員
監査役（常勤）	佐野　啓一	
監査役	福井　啓介	福井・稲田総合法律事務所　弁護士 京都府人事委員会委員
監査役	勝山　武彦	税理士堀三芳事務所　公認会計士 大阪府後期高齢者医療広域連合 代表監査委員 枚方市代表監査委員

（注）１．取締役内藤欣也氏は、社外取締役であります。
２．監査役福井啓介氏、監査役勝山武彦氏は、社外監査役であります。
３．監査役勝山武彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．平成29年６月23日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって取締役平﨑健治郎氏は、任期満了により退任いたしました。
５．平成29年６月23日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって監査役森正彦氏は、辞任により退任いたしました。

6．当該年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
赤澤寛治	代表取締役社長	代表取締役会長	平成29年６月23日
安田忠史	株式会社ファルコファーマシーズ代表取締役	株式会社ファルコファーマシーズ取締役	平成29年６月21日
	取締役副社長	代表取締役社長	平成29年６月23日
	代表取締役社長戦略業務室長	代表取締役社長管理室長	平成29年７月11日
江口宏志	取締役	常務取締役	平成29年６月23日
松原宣正	取締役ファーマ事業室長臨床事業室副室長	取締役ファーマ事業室長事業開発室長臨床事業室副室長	平成29年４月１日
	取締役	常務取締役	平成29年６月23日
内藤欣也	みずほパートナーズ法律事務所	内藤法律事務所	平成29年４月1日
	上新電機株式会社社外監査役	上新電機株式会社社外取締役	平成29年６月27日

7．当社は取締役内藤欣也氏、監査役福井啓介氏、監査役勝山武彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	人　数	報酬等の額
取締役	６名	115百万円　（うち、社外取締役１名　６百万円）
監査役	４名	28百万円　（うち、社外監査役２名　７百万円）
合計	10名	144百万円　（うち、社外役員　３名　14百万円）

（注）１．上記には、平成29年６月23日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の賞与も含めた報酬限度額は、平成22年６月22日開催の第23回定時株主総会において、年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
４．監査役の賞与も含めた報酬限度額は、平成22年６月22日開催の第23回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、取締役内藤欣也氏、監査役福井啓介氏、監査役勝山武彦氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である５百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

⑷ 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	内藤欣也	内藤法律事務所　弁護士 上新電機株式会社　社外取締役 大阪市開発審査会委員	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	福井啓介	福井・稲田総合法律事務所　弁護士 京都府人事委員会委員	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	勝山武彦	税理士堀三芳事務所　公認会計士 大阪府後期高齢者医療広域連合代表監査委員 枚方市代表監査委員	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	内藤欣也	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	福井啓介	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	勝山武彦	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。

５．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

ＰｗＣ京都監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40百万円

②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

40百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

⑶　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針を決議しておりますが、概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社は、ファルコホールディングスグループで働くすべての取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、企業市民として社会に共感を得られる行動をとるため、「コンプライアンス規程」及び「ファルコ行動憲章」を制定するとともに、その周知徹底を行う。

2）コンプライアンスの重要な問題を審議するとともに、ファルコホールディングスグループ全社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの遵守・徹底を推進し、コンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括するため、リスク管理委員会を設置する。

3）財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

4）「ファルコ行動憲章」の違反またはその恐れのある事実、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用し、コンプライアンスに係る問題の早期発見を図る。

5）反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み一切の関係をもたないことを「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に定めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力からの不当要求に対処するための社内体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）「総合リスク管理規程」に基づき、ファルコホールディングスグループ全体のリスクを組織横断的・統括的に管理するリスク管理体制を整備・強化するため、リスク管理委員会を設置する。

2）リスク管理委員会は、各部門担当取締役の業務及び各事業会社に係るリスク管理状況の把握及びリスク対策状況の検証を行い、必要に応じて支援・提言を行うとともに、定期的に取締役に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会は、グループ戦略や資本政策を決定するとともに、グループ中期経営戦略、年度予算等を決議し、定期的に進捗状況の把握及び是正を行う。

2）当社及び各事業会社の職務執行上の重要事項を報告、審議するため、必要に応じて代表取締役の諮問機関を設置する。

3）各組織・役職等の役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行う。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を事業会社に示すとともに、「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項及び当社へ報告する事項を定め、この規程に基づき事業会社の経営管理を行う。

2）内部監査部門は、コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査を含め、当社及び各事業会社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、当該部署及び事業会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導、助言を行う。

3）当社及び各事業会社における内部統制報告制度の整備・運営を適正に図るため、当社に事務局を設置して、当社及び各事業会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等を効果的・効率的に行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、会社使用人の中から補助使用人として監査補助の任に当たらせる。

⑦　監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前記の補助使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合、補助使用人は監査役補助職務に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。また、補助使用人の人事異動（異動先を含む）、人事評価、懲戒処分等については監査役の事前同意を得た上で行う。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1）当社及び各事業会社の取締役及び使用人は、監査役会に対して、①当社及び各事業会社に重大な影響もしくは損害を及ぼすおそれのある事項、②毎月の経営状況として重要な事項、③重大な法令・定款違反、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤コンプライアンスに係る問題の相談・通報窓口への通報状況とその内容、⑥コンプライアンス上重要な事項、⑦重要な訴訟・係争に関する事項を速やかに報告する。

2）監査役への報告を行った当社及び各事業会社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

⑨　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）当社及び各事業会社の取締役と監査役会の定期的な意見交換会を設ける。監査役会は独自に顧問弁護士を委嘱し､特に専門性の高い法務･会計事項についてはより高い専門性を有する専門家に相談できる機会を保障する。

2）当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年度一定額の予算を設けるものとする。

⑵　会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務執行について

定時取締役会を毎月１回、臨時取締役会を必要に応じてそれぞれ開催しております。

また、取締役会の監督機能の強化のため、社外取締役を選任しております。

当事業年度においては、取締役会を12回、臨時取締役会を５回開催し、経営に関する重要な事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員より定期的に報告を受けることで、職務及び業務の執行状況、経営情報の共有等を行っております。

②　コンプライアンスについて

「コンプライアンス規程」、「ファルコ行動憲章」を制定し、コンプライアンス体制を構築するとともに、コンプライアンスに係る問題を早期に発見するため、外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用しております。

③　リスクマネジメントについて

「総合リスク管理規程」を制定し、リスクを分類するとともに、組織・管理体制等について定めております。また、リスク管理委員会を設置し、リスクを組織横断的に管理する体制を整えており、同委員会に報告された事項については定期的に取締役に報告しております。

④　監査役の職務遂行について

監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席しております。また、取締役、内部監査部門、外部専門家等と連携を図り、情報収集等に努めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、取締役の職務執行を監視しております。

当事業年度においては、監査役会を13回開催しております。

⑤　グループ管理体制について

「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項、報告する事項を定め、事業会社の管理・監督体制を構築しております。

（注）本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。比率その他の数字は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**18,132**	**流動負債**	**9,863**
現金及び預金	8,391	支払手形及び買掛金	4,685
受取手形及び売掛金	6,869	短期借入金	1,925
商品及び製品	904	１年内返済予定の長期借入金	218
仕掛品	92	リース債務	62
原材料及び貯蔵品	403	未払金	894
繰延税金資産	279	未払法人税等	476
その他	1,198	賞与引当金	568
貸倒引当金	△7	その他	1,032
固定資産	**14,524**	**固定負債**	**3,711**
有形固定資産	**9,060**	長期借入金	550
建物及び構築物	3,587	リース債務	182
工具器具備品	812	繰延税金負債	213
土地	4,589	役員退職慰労引当金	167
リース資産	61	退職給付に係る負債	1,956
建設仮勘定	10	資産除去債務	139
その他	0	その他	502
無形固定資産	**533**	**負債合計**	**13,575**
のれん	42	**純資産の部**	
ソフトウェア	261	**株主資本**	**18,506**
その他	230	資本金	3,371
投資その他の資産	**4,929**	資本剰余金	3,391
投資有価証券	2,794	利益剰余金	12,360
繰延税金資産	769	自己株式	△616
その他	1,374	**その他の包括利益累計額**	**505**
貸倒引当金	△9	その他有価証券評価差額金	505
		新株予約権	**69**
		純資産合計	**19,081**
資産合計	**32,656**	**負債及び純資産合計**	**32,656**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		45,962
売上原価		32,279
売上総利益		**13,683**
販売費及び一般管理費		11,472
営業利益		**2,211**
営業外収益		
受取利息及び配当金	74	
その他	127	202
営業外費用		
支払利息	11	
その他	16	27
経常利益		**2,385**
特別利益		
投資有価証券売却益	283	
事業譲渡益	14	298
特別損失		
固定資産除却損	18	
投資有価証券売却損	2	
減損損失	4	25
税金等調整前当期純利益		**2,658**
法人税、住民税及び事業税	873	
法人税等調整額	86	960
当期純利益		**1,697**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,697**

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,196**	**流動負債**	**5,411**
現金及び預金	5,777	短期借入金	1,925
関係会社短期貸付金	1,074	関係会社短期借入金	3,035
未収入金	322	１年内返済予定の長期借入金	218
その他	21	未払金	74
固定資産	**14,143**	未払法人税等	30
有形固定資産	**6,807**	その他	127
建物及び構築物	2,782	**固定負債**	**921**
土地	4,000	長期借入金	550
その他	25	繰延税金負債	213
無形固定資産	**10**	その他	157
ソフトウェア	10	**負債合計**	**6,333**
その他	0	**純資産の部**	
投資その他の資産	**7,325**	**株主資本**	**14,430**
投資有価証券	2,728	**資本金**	**3,371**
関係会社株式	2,733	**資本剰余金**	**3,292**
関係会社長期貸付金	1,200	資本準備金	3,208
その他	667	その他資本剰余金	84
貸倒引当金	△3	**利益剰余金**	**8,383**
資産合計	**21,340**	利益準備金	103
		その他利益剰余金	8,279
		配当平均積立金	3,000
		別途積立金	3,500
		繰越利益剰余金	1,779
		自己株式	**△616**
		評価・換算差額等	**506**
		その他有価証券評価差額金	506
		新株予約権	**69**
		純資産合計	**15,006**
		負債及び純資産合計	**21,340**

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		2,003
営業費用		1,337
営業利益		**665**
営業外収益		
受取利息及び配当金	73	
その他	26	99
営業外費用		
支払利息	9	
その他	13	22
経常利益		**742**
特別利益		
投資有価証券売却益	283	283
特別損失		
投資有価証券売却損	2	
その他	0	2
税引前当期純利益		**1,023**
法人税、住民税及び事業税	34	
法人税等調整額	△1	33
当期純利益		**990**

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書　謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成30年５月９日

株式会社ファルコホールディングス
　取締役会　御中

Ｐ　ｗ　Ｃ　京　都　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　梶　田　明　裕　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　高　井　晶　治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成30年５月９日

株式会社ファルコホールディングス
　取締役会　御中

Ｐ　ｗ　Ｃ　京　都　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　梶　田　明　裕　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　高　井　晶　治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＰｗＣ京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣ京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月10日

株式会社ファルコホールディングス　監査役会

監査役（常勤）　佐　野　啓　一　㊞

監　査　役　福　井　啓　介　㊞

監　査　役　勝　山　武　彦　㊞

（注）監査役福井啓介及び監査役勝山武彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、連結業績に連動しつつ、安定的に配当するという考えのもと、自己株式の取得その他還元策を含めた連結純資産総還元率を尺度として利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、平成29年４月に株式上場20周年を迎えたことから、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝の意を表し、当事業年度の業績や連結純資産等の状況を勘案の上、普通配当に記念配当２円を加え、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金24円（うち、普通配当22円、上場20周年記念配当２円）といたします。

なお、この場合の配当総額は、269,281,512円となります。

これにより、先に実施しました中間配当金（１株につき20円）と合わせまして、当事業年度の年間配当金は１株につき44円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月25日といたします。

第２号議案　取締役３名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	大西規和（おおにしのりかず） （昭和41年８月20日生）	平成24年１月　株式会社ファルコビジネスサポート入社 平成27年７月　株式会社ファルコビジネスサポート執行役員人事部長 平成28年７月　株式会社ファルコビジネスサポート常務執行役員人事部長 平成29年６月　株式会社ファルコビジネスサポート取締役人事部長 株式会社ファルコバイオシステムズ取締役（現任） 株式会社ファルコファーマシーズ取締役（現任） チューリップ調剤株式会社取締役（現任） 平成29年７月　当社執行役員管理室副室長（現任） 平成29年９月　株式会社ファルコビジネスサポート取締役総務部長（兼）人事部長（現任）	900株
	取締役候補者とした理由	大西規和氏は、株式会社ファルコビジネスサポート入社以来、管理部門を担当し、平成29年７月からは当社執行役員管理室副室長として企業価値の向上に寄与しております。こうした経験及び高い見識を有していることから新任の取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	河田與一（かわたよいち） （昭和37年３月30日生）	平成４年11月　株式会社ファルコバイオシステムズ（現当社）入社 平成28年４月　株式会社ファルコバイオシステムズ臨床検査部長 平成29年７月　株式会社ファルコバイオシステムズ執行役員臨床検査部長 平成29年10月　株式会社ファルコバイオシステムズ執行役員臨床検査本部長（現任）	130株
	取締役候補者とした理由	河田與一氏は、当社入社以来、臨床検査部門を担当し、平成29年10月からは株式会社ファルコバイオシステムズ執行役員臨床検査本部長として臨床検査事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから新任の取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	勝山武彦（昭和40年11月16日生）	平成７年８月　公認会計士開業登録 平成７年10月　税理士堀三芳事務所入所、同公認会計士（現任） 平成７年11月　税理士登録 平成19年12月　枚方市代表監査委員（現任） 平成28年６月　当社社外監査役（現任） 平成29年７月　大阪府後期高齢者医療広域連合代表監査委員（現任）	1,300株
	社外取締役候補者とした理由	勝山武彦氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、平成28年６月からは当社社外監査役として、独立した立場から的確な意見を述べ、その職責を十分に果たしておられます。同氏は当社の業務内容に精通していること及び幅広い知識と高い識見を有しておられることから、今後はこれらを当社の経営の監督に活かしていただくため、新任の社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。	

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．勝山武彦氏は、社外取締役候補者であります。

３．勝山武彦氏は、現在、当社の社外監査役ですが、本総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

４．当社は、勝山武彦氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である５百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

なお、同氏の社外取締役への選任が承認された場合には、同様契約を締結する予定であります。

５．当社は、勝山武彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役勝山武彦氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
高坂佳郁子 （昭和51年９月20日生）	平成14年10月　弁護士登録、色川法律事務所入所 平成21年１月　色川法律事務所パートナー（現任） 平成24年４月　同志社大学法科大学院嘱託講師 平成29年６月　日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 平成30年３月　東洋炭素株式会社社外監査役（現任）	0株

（注）１．高坂佳郁子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．高坂佳郁子氏は、新任の社外監査役候補者であります。

３．高坂佳郁子氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の健全性を確保する十分な知識と高い識見を有しておられることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

４．高坂佳郁子氏が選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である５百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

５．高坂佳郁子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成28年６月24日開催の第29回定時株主総会において補欠監査役に選任された森下修吉氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
永島恵津子 （昭和29年８月23日生）	昭和53年10月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和55年７月　公認会計士附柴会計事務所入所 昭和57年８月　公認会計士登録 昭和63年６月　公認会計士永島会計事務所開設 平成20年４月　監査法人ベリタス代表社員（現任） 平成27年６月　ブルドックソース株式会社社外監査役 平成28年６月　同社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株

（注）１．永島恵津子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．永島恵津子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．永島恵津子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

４．永島恵津子氏が監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である５百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54（ウェブ行使）.net

2．議決権行使のお取扱いについて

⑴ インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

⑵ 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
なお、一度、議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

⑶ 議決権の行使期限は、平成30年６月21日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑷ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑸ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

⑴ パスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

⑵ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

⑶ 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り有効です。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

⑴ 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

0120（652）031（受付時間　9：00～21：00）

⑵ その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

0120（782）031（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

会　　場　　京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都　６階　会議室Ｃ

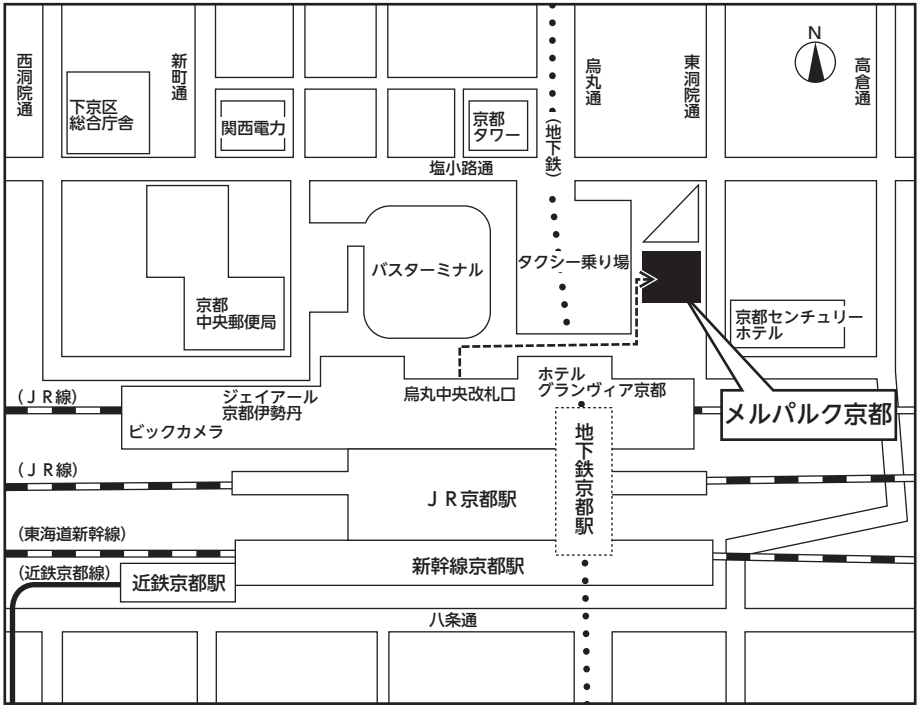

（交通のご案内）　・ＪＲ京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩３分
・地下（ＪＲ京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央１改札口）より、「出口５」をご利用ください。
・近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、ＪＲ京都駅烏丸中央改札口方向へお進みください。

（お　願　い）　・駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT